

「大阪府営住宅の管理事務に係る特定個人情報保護評価書 (全項目評価書)案」の概要

1. 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)(案)の概要

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)による社会保障・税番号制度の導入に伴い、大阪府営住宅の総合管理システムにおいて、住民基本台帳ネットワークシステムにより、個人番号の真正性を確認し、団体内統合宛名システムを通じて、団体内統合宛名番号をその内容に含む個人情報ファイル(以下「特定個人情報ファイル」という。)を保有することを予定しています。
- 番号法第27条の規定に基づき、特定個人情報ファイルを保有する前には、特定個人情報保護委員会規則で定めるところにより、特定個人情報保護評価書(全項目評価書)を公示し、広く意見を求めるものとされており、本府において作成した「大阪府営住宅の管理事務に係る特定個人情報保護評価書(全項目評価書)案」について府民意見を募集します。

2. 特定個人情報保護評価の位置づけと目的

- 番号法による番号制度は、国民の利便性の向上、行政運営の効率化などを目指し導入される制度ですが、番号制度導入により、個人のプライバシー等に対する懸念が生じることが考えられます。

そこで、これらの懸念を踏まえ、国民の特定個人情報が適切に取り扱われる安心・信頼できる番号制度の構築のために、特定個人情報ファイルが取り扱われる前に、個人のプライバシー等に与える影響を予測・評価し、かかる影響を軽減する措置を予め講じるよう、特定個人情報保護評価(以下「保護評価」という。)を実施するものです。

なお、当該保護評価は、諸外国で採用されているプライバシー影響評価(Privacy Impact Assessment)に相当するものです。

3. 評価書名

大阪府営住宅の管理事務に係る特定個人情報保護評価書(全項目評価書)案

4. 評価書の概要

I 基本情報

(1) 事務の名称

大阪府営住宅の管理事務

(2) 事務の内容(概要)

- ① 収入の申告の受理(収入超過者等を含む)
- ② 家賃の決定及び通知(収入超過者等を含む)
- ③ 入居申請の受理、入居者の決定及び通知
- ④ 家賃又は金銭、敷金を減免する決定、徴収を猶予する決定
- ⑤ 同居の承認及び地位承継の承認
- ⑥ 府営住宅の明渡しの請求の決定
- ⑦ 他の住宅をあっせんする事務
- ⑧ その他府営住宅条例に規定する事務

II 特定個人情報ファイルの概要

(1) 特定個人情報ファイル名

大阪府住宅総合管理システムデータベースファイル

(2) 対象となる本人の数

10万人以上100万人未満

(3) 対象となる本人の範囲

大阪府営住宅等の入居者及び家賃等を滞納した退去した者

(4) 記録される項目(主な記録項目)

個人番号対応符号、その他識別情報(内部番号)、4情報(氏名、性別、生年月日、住所)、連絡先(電話番号等)、その他住民票関係情報 地方税関係情報、健康・医療関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報

(5) 保有開始日

平成29年7月予定

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

(1) 特定個人情報の入手

特定個人情報を入手するには、個人番号カード等の提示を求めることにより、個人番号の真正性を確認する。

(2) 特定個人情報の使用

府営住宅総合管理システムへのアクセスについては、ファイアウォールを設置しアクセスを制限している。また、特定個人情報への操作ログ(ユーザーID、アクセス日時、

アクセス内容、出力内容等) を記録し保存する。

(3) 特定個人情報の提供・移転

特定個人情報を提供・移転する場合には、政令で定める安全な措置（番号法第19条第8号、同法施行令第23条及び同法施行規則第20条）が確保されたシステムを利用する等、安全性を確保する。

IV その他のリスク対策

(1) 自己点検・監査

個人情報の取扱い及び管理に関する要綱第14条に基づき実施。

情報システムにおける安全の確保等点検については、情報セキュリティに関する基本要綱第85条、第84条により、実施。

(2) 従業者に対する教育・啓発

職員に対して、個人情報保護に関する研修を原則年1回実施。

外部委託業者に対しては、契約を締結する際、個人情報取扱特記事項として、従事者への教育・研修等の実施を定めている。

V 開示請求、問合せ

大阪府府民文化部府政情報室情報公開課 公文書総合センター（府政情報センター）

大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館1階

06-6944-6066

大阪府住宅まちづくり部住宅経営室経営管理課管理調整グループ

大阪市住之江区南港北1丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎26階

06-6210-9739

VI 評価実施手続

基礎項目評価において、しきい値判断の結果、基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる。